

福島国際研究教育機構 設立委員名簿

復興庁	事務次官	石田 優
	統括官	角田 隆
	統括官	由良 英雄
	審議官	寺崎 秀俊
	審議官	森田 稔
	審議官	岡本 裕豪
内閣官房	内閣審議官(内閣官房副長官補付)	中島 朗洋
内閣府	科学技術・イノベーション推進事務局審議官	覺道 崇文
	健康・医療戦略推進事務局次長	長野 裕子
文部科学省	研究振興局長	森 晃憲
厚生労働省	大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官	城 克文
農林水産省	大臣官房技術総括審議官兼農林水産技術会議事務局長	川合 豊彦
経済産業省	大臣官房福島復興推進グループ長	片岡 宏一郎
環境省	総合環境政策統括官	上田 康治
産業技術総合研究所 (AIST)	理事	片岡 隆一
農業・食品産業技術総合研究機構 (NARO)	副理事長	中谷 誠
量子科学技術研究開発機構 (QST)	理事	星野 利彦
日本原子力研究開発機構 (JAEA)	理事	堀内 義規
国立環境研究所 (NIES)	理事	是澤 裕二
福島県	副知事	鈴木 正晃
福島国際研究教育機構の理事長となるべき者		山崎 光悦

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)(抜粋)

(設立委員)

第九十八条 主務大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。